

第3回 泉区和泉町住居表示検討委員会議事要旨

日 時	平成23年2月7日(月) 10時～11時50分
開催場所	泉区役所 4階4D会議室
出席委員	<p>検討委員：日並会長、佐久間副会長、佐藤副会長、新井委員、笠井委員、黒田委員、坂崎委員、須藤委員、太田委員、山本委員、八木委員代理、小林委員、松原委員代理、星野委員代理</p> <p>事務局：花園窓口サービス課長、田島住居表示係長、三宅水谷区政推進課長、市川企画調整係長、木村</p>
欠席委員	望月委員、渡辺委員、中村委員、甲賀委員
開催形態	公開(傍聴人0人)
議 題	<p>1 報告事項</p> <p>(1) チラシ配付について</p> <p>(2) 地域から寄せられた意見について</p> <p>(3) 和泉町南東部エリアの町界に係る打合せについて</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 和泉町南東部エリアの実施区域について</p> <p>(2) アンケートの実施について</p> <p>(3) 意見交換</p> <p>(4) 今後の検討スケジュールと次回検討委員会までの周知内容について</p> <p>(5) 次回検討委員会について</p>
決定事項	実施区域の事務局案について、アンケートで住居表示の可否を問うことについて、和泉町南東部エリアの町名案について、それぞれ地域の意見をまとめ、次回の検討委員会で方向性を決める。

議 題
<p>1 報告事項</p> <p>(1) チラシ配付について</p> <p>【会長】最初に、事務局から報告事項の説明をお願いします。</p> <p>【事務局】資料1で、「チラシ配付と事務局に寄せられたご意見」について説明します。和泉町全域に平成23年1月31日から2月4日の間に、住居表示の検討を開始したことをお知らせするチラシ約2万枚を配付しました。これに対し、2月4日までに事務局に寄せられた意見等は27件です。実施反対のご意見が9件ありました。理由</p>

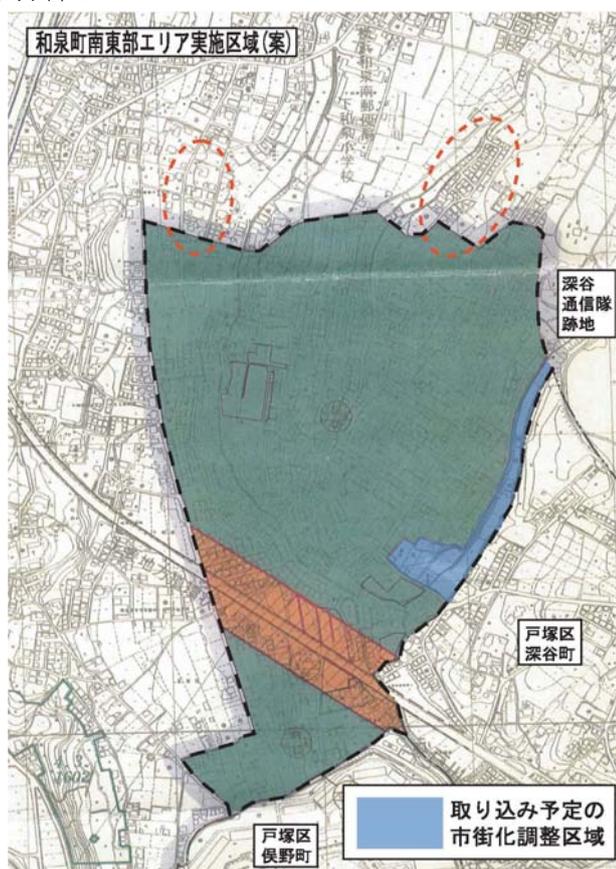
は、「現在の住所に不便を感じていない」、「手続きに行くのが困難・面倒」などでした。「反対意見はどのくらいあるのか」という質問もありましたが、反対意見の取扱いは、今後の検討課題になると思います。また、「和泉町全体で実施してほしい（できない場合は実施に反対）」、「実施は最小限の範囲にしてほしい」というご意見もありました。その他、「早期に実施してほしい」、「いずみ野駅周辺の町名を変更してほしい」といった要望もありました。事業所の方からは、「資料等を刷り直す必要があるのでやめてほしい」というご意見もありました。

(2) 地域から寄せられた意見について

【会長】委員の方で意見があった方はいますか。なければ、先に進めます。

(3) 和泉町南東部エリアの町界に係る打合せについて

【事務局】資料2「和泉町南東部エリアの町界に係る打ち合わせ」について説明します。1月18日に、南東部エリアの委員にお集まりいただき、意見交換を行いました。事務局で作成した実施区域の案が、資料2に添付した「実施区域（案）」の黒い点線で囲った部分です。緑色とオレンジ色の部分は、原則として、住居表示の検討対象としている市街化区域です。水色の部分は市街化調整区域ですが、戸塚区との境にあり、今回の実施区域に取り込まないと和泉町の飛び地として残るため、南東部エリアに取り込むことが望ましいと考えています。地域の方からは、「市街化調整区域をより多く取り込んでほしい」というご要望をいただきました。



資料2の添付 【実施区域案】

このほか、下和泉連合町内会からの要望で、2月2日に住居表示制度についての説明会を行いました。報告は以上です。

2 議題

(1) 和泉町南東部エリアの実施区域について

【会長】本日の議題に入ります。議題1「和泉町南東部エリアの実施区域」について、事務局から説明をお願いします。

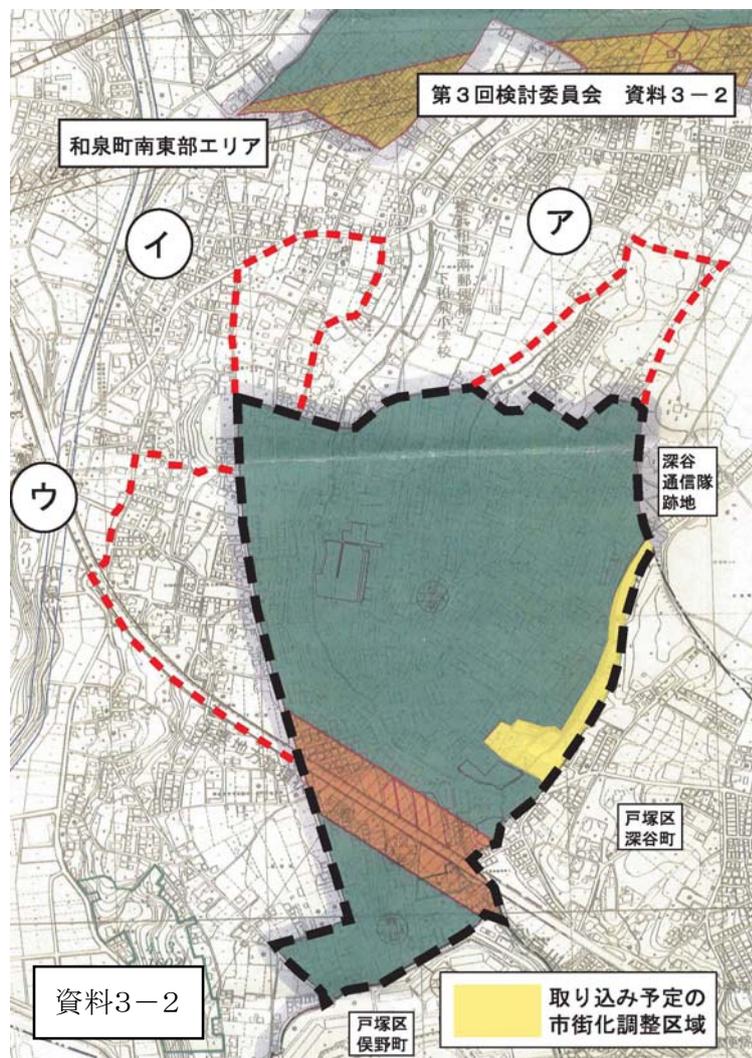
【事務局】資料3及び資料3-2をご覧ください。本日は、南東部エリアの実施区域について、検討したいと思います。事務局の案は、図の黒い点線で囲んだ部分で、(緑色とオレンジ色の部分は、原則として、住居表示の検討対象としている市街化区域です。)市街化調整区域の取り込みは黄色く着色した部分です。赤い点線で囲われた3つの部分は、地域の方から取り込みの要望があった市街化調整区域です。

【委員】何とかこれでやっていただきたい。

【事務局】アの部分は「家が約80戸あり、住所も混乱しているため」、イの部分は「北側のバス道路まで一体的に実施した方が分かりやすいし、町内会が分断されないため」、ウの部分は「住宅や大きな施設があるため、一体的に実施した方が分かりやすいため」、というのが取り込みを希望する理由です。これらの地域は、原則として実施対象外の市街化調整区域なので、実施するにはそれなりの理由が必要です。

【委員】イの部分について、下和泉小学校の周囲から南側に伸びる道路で町の境ができると思います。ここまで実施区域を広げれば、町内会のエリアがはっきりします。

【委員】ウの部分について、西側の南北に通る道路(通称、尾根道)の左右に同じくらい住宅が密集しているので、東側はさらに範囲を広げていただきたい。この地域は番地も飛んでいて、隣と住所が大きく離れています。



【会長】本日話し合った内容を踏まえ、もう一度各地域の住民の方と相談していただき、次回、意見を持ち寄って、検討委員会として実施区域をどう考えるか話し合いたいと思います。南東部エリアの後に検討する予定の和泉中央地区は、市街化調整区域が広く、家も建て込んでいます。それをどのように取り込むのかにも関わってきます。「住居表示は市街化区域で実施するものだ」という前提を踏まえて話し合いいただきたいと思います。

私が現地を見た感想を述べます。アの部分は通信隊の横です。家が建て込んでおり、実施区域に含めてほしいという要望が出るのは当然だと思います。ところが、町の境になるものがなく、北側の道路で区切ると宅地より空き地の方が広がります。通信隊跡地返還後に開発されるようなことがあると、後で住所が分かりにくくなると考えられます。

イの部分は、北側のバス道路が主要な道路です。ここまで範囲に取り込むことができればよいと思いますが、家が建て込んでいないので、この部分を入れると、「ここも入れて」という意見がたくさん出ると思います。市街化調整区域を取り込むためには、確固たる理由が必要だと思います。

【委員】当初の説明で、大原則として市街化調整区域はやらない、広い空き地があるところは開発などができないとありました。町内会にもそのように説明しました。それが変わるのであれば、大原則を勝手に変えることとなります。どういう理由があれば大原則を崩せるのか、住民も納得ができる理由を説明してください。

【委員】事務局からの報告では、実施反対の意見が9件あるそうですが、内容をみると、和泉町全体で実施してほしいという声が多いようです。下和泉連合でも、町内会全域でやってもらえるという認識が圧倒的でした。市街化区域しかやらないのか、というのが一番初めに出た質問です。アの部分は、市街化調整区域ですが、住宅が密集しているところだけでも何とか入れてほしい。既に住居表示を実施した中田地区や戸塚区汲沢地区でも、広い市街化調整区域を実施区域に取り込んでいます。原則があっても、極力取り込んで、皆が望むところ全部を対象にしてもらいたい。

【事務局】皆様のご要望は分かりますが、取り込むには理由が必要です。事務局として原則を説明させていただいたうえで、検討に進みたいと思います。資料3をご覧ください。

【事務局】アの部分では、赤い点線で囲まれた部分を実施区域に含めると、北側に広大な畑地を取り込むこととなります。ここは、後の開発等で街区の形が変わり、今回実施しても住所が分かりにくくなる可能性があります。また、この部分が飛び出て町の形がすっきりせず、原則に反します。これらの理由から、今回の実施区域に含めることは難しいと判断しました。

イの部分も、この部分を取り込むと、町の一部が飛び出て町の形がすっきりしないことが問題です。また、周囲に比べて著しい市街化は見られません。また、アの部分も

同様ですが、周辺の市街化調整区域で今後住居表示を実施する場合に、隣接する区域が違う町になると住所が分かりにくくなると考えられます。これらの理由から、この部分も、今回の実施区域に含めることは難しいと判断しました。

ウの部分も、周囲に比べて著しい市街化は認められません。町の境も細い道になり、分かりにくいと思います。また、街区内に畑地などが残っており、将来の開発を見込んで番号をつけるのは難しいと考えています。また、和泉川までの間に残る部分で今後住居表示を実施する場合、一つの町とすることが難しくなります。よって、現段階で早急に実施するのは難しいという結論に至りました。

【委員】和泉町は、市街化区域と市街化調整区域が半々くらいですが、一町でこんなに大きい町はありません。環状4号線周辺もどんだん家が建っています。未開発だから手を付けないというのではなく、5年10年先の開発を想定して住居表示を実施してほしいと思います。和泉中央地区にも、市街化調整区域内に多くの住宅がありますが、それを実施区域から外したら、和泉町の住居表示は何なのかということになります。法律では対象外であっても、10年先のことを考えて実施していただきたいと思います。

【委員】中田北二、三丁目では、広大な市街化調整区域が取り込まれています。汲沢地区も同様です。ルールからは外れますが、市街化区域、市街化調整区域にこだわらず線を引けるところで線を引き、入れられる範囲は入れていただきたい。

【事務局】10年先の開発を見越して実施してほしいというご意見ですが、住居表示は、市街化区域で、町の形状が定まっているところを対象としています。町の形状が確定しない状態で実施すると、開発などにより町の形状が変わり、住所が再度変わる可能性があります。住居表示は、町の形状が変わらない状態になってから行う制度です。また、中田地区で市街化調整区域を取り込んだのは、町の境が引ける道路が他になかったからで、今回の要望のように、実施区域を広げることとは理由が異なります。

【会長】南東部エリアと和泉中央地区の間に市街化調整区域があり、市街化区域が二つに分かれています。この間の部分も含めて実施できないのか、という意見もあります。検討委員会で、原則を崩すどうかも含めて、相談していきたいと思います。

【委員】確認させてください。将来、家が建つかもしれない地域は、後で、飛び地になったり飛び番号になったりして番号の統一性が保てなくなるため、この制度の対象外ですね。また、市街化調整区域であっても、すでに街区ができている区域は取り込むということですね。それがたまたまこの地域にはないのですね。大原則はこの2つで、それ以外のことは検討に値しません。どこまで取り込むのかということは、個々の事情を聞いていたら、いつまでも結論は出ません。

【委員】地域のことは地域の人でなければ分かりません。地域の人で決めるべきです。南東部エリアと和泉中央地区の中間の市街化調整区域が原則として実施区域に入らないのであれば、今回、なるべく取り込んでおく必要があります。

【会長】 ご意見はいただいております。それ以外に何かありませんか。

【事務局】 他の地区の方のご意見も伺いたいと思います。取り込むにしても、取り込まないにしても、理由を明確にする必要があります。客観的なご意見があれば参考になると思います。

【委員】 制度上できないことは、検討委員会の責任として排除していかなければならないと思います。そうしないと先に進みません。委員は、地域の代表として集まっています。地域の意見を伝えないといけないという気持ちはあると思いますが、地域を説得する場面もこれから多くなると思います。話し合いの中で、委員が指針を出さないといけませんので、責任を持ってやっていきましょう。

【委員】 この検討委員会の性格は理解していますが、この部屋を出れば町内会長の立場です。そういう立場で考えたいと思ますし、皆さんの意見も拝聴したいと思います。私の町内会では、もっと大きなエリアで住居表示が検討されると思っていて人が多いようです。ほとんどの人は、「市街化区域だ、調整区域だと分けられても困る」、「長年住居表示を希望してきたのに、地域を限定してやるのか」と受け止めています。この問題で汗をかかなければならないのであれば、後でかくより今かいておきたいと考えています。先ほどから「できる限り取り込んでほしい」という要望がありますが、私もそうお願いしたい。それが、町内会の皆さんの思いだと受け止めています。

【委員】 質問です。市街化調整区域は何年くらいの目処で解除されるのですか。地主の方からも早く解除してほしいという意見が出ています。どういう条件を整えば市街化調整区域が市街化区域になるのでしょうか。

また、空き地は、将来開発されたときに住所が混乱するから番号をつけるのが難しいということですが、空き地にも番号を分かりやすく付ける方法はないのでしょうか。方法があれば、空き地も範囲に含めることが可能だと思います。

さらに、住宅の密集率がどのくらいになったら、あるいは、市街化区域が地域の何パーセントになったら住居表示をやるのかといった基準があれば、教えてください。

【事務局】 市街化調整区域や市街化区域は、都市計画法で定められています。市街化区域は計画的に市街化して無秩序な開発で混乱がないようにしよう、市街化調整区域は開発を抑制しよう、と長期的なまちづくりの方向性を決めるもので、簡単には変わらないと聞いています。5年に1回くらい、区域の検討をしているようです。区画整理や再開発などの大きな開発に伴って区域が変わることもあります。個々の地主さんの要望などがどこまで反映されるかは分かりません。また、住居表示の法律とは別の法律なので、住居表示実施をきっかけとして変えるのは難しいと思います。

次に、空き地に番号をつけられるか、ですが、「番号をつける準備」はできます。まず、町の中を道路などで街区というブロックに分けますが、街区ができれば、中が空き地でも番号を付けることができます。番号のつけ方ですが、街区の周囲を、起点を決めて等間隔に区切り、順番に番号を振ります。そして、家の出入口がどの番号の

ところにあるかによって「号（住居番号）」を決めます。

「なぜ、空き地があると住所がわかりにくくなるか」ですが、1号と2号のお宅の間に新しく道路ができて奥に家が建ったとします。1号と2号を使っている家が既にあっても、番号に空きがないので、奥に建った家も1号や2号になります。こうなると、開発によって10軒、15軒が同番号になる可能性もあります。このような例もあるので、町の形状が固まるまで住居表示は実施しません。家が実際にできてから実施します。なお、広い空き地で、道路などが何もないところでは、街区をつくることそのものが難しくなります。

【委員】困難であるということも、できない訳ではないということも分かりました。

【事務局】住宅の密集率がどのくらいになったら住居表示を行うのかという基準はありません。いろいろな条件を考えて行います。

【会長】実施区域については、各地域に持ち帰って話し合ってもなかなか決まらないと思います。それでも、ア、イ、ウの部分は、事務局では、今回の検討エリアから外れると考えているということ、各地域に説明していただきたいと思います。それでも意見があれば、次回の検討委員会で報告してください。

【事務局】意見をまとめるのは難しいと承知していますが、事務局案を各地域でご検討ください。

【委員】(18日の打合せで)事務局から南東部エリアを4つの町に分けるという案が出されていたのですが、これを5つの町にしてほしいという地域の意見がでています。これに対する、事務局の検討結果はどうなっていますか。

【事務局】実施区域の中は、3～5の町(丁目)に区切りますが、まだ、事務局で資料のチェックをしているところです。実施区域を決めるところが先なので、その中をどう区切るかという話は、次回にしたいと思います。なお、事務局では現在、4つの町で考えていますが、5つにしてはどうかというご意見が地域の方から出ています。

【委員】一つの町の戸数の目安はどのくらいですか。

【事務局】国の基準では、一つの街区に建物は30～50軒、一つの町に街区が50程度とされています。

(2) アンケートの実施について

【会長】議題2のアンケートの実施について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】資料4をご覧ください。アンケートの実施は、実施区域等が決まってからになりますが、方法等について並行して検討したいと思います。町名についてアンケートを実施する予定ですが、その配付区域は南東部エリアとなります。参考まで、これまでにアンケートを実施した例を2件載せています。緑区長津田町では、町名地番変更に伴い新町名を決める際にアンケートを行いました。回収率は23%、回答数672で、約130を集めた名称が町名に決まりました。港北区太尾町では、住居表示に伴う

新町名について、太尾という名称を使うのか、大倉山に変えるのか、二択のアンケートを実施しました。回収率は34%、回答数約4,000の約6割が大倉山を選択したため、大倉山に決定しています。

和泉町の場合は、従来の和泉という名称を大切にしつつ、後に検討を行う予定の地区の名称も考慮し、名称が重複しないようにする必要があります。和泉町全体を考えながら、南東部エリアにふさわしい名称の案を、各地域からご提案をいただき、検討委員会で候補を絞った上で、アンケートで選んでいただければどうかと事務局では考えています。

【会長】和泉町全体に関わることで、全体を考えた上で、検討委員会で名称を絞って提示した中から、アンケートで集約することになると思います。各地域で南東部エリアの名称の案を3つから4つまとめていただく事でいいでしょうか。

【事務局】要綱にある新しい町名の決め方を載せています。これを参考にいくつか案をご提案いただき、その中から、次回の検討委員会で案を選びたいと思います。

【事務局】次に、今回初めてご相談する内容になりますが、住居表示に反対されるご意見の取扱いについてです。「反対意見がどのくらいあるか把握しているのか」と問われることもありますので、事務局では、アンケートに、実施の可否について意見をきく項目を追加してはどうかと考えています。

【会長】自治会町内会に入っていない人などが反対している場合に、意見をどう吸い上げるかが問題となります。吸い上げ方は大変難しいと思います。

【委員】事務局に問い合わせをした方がどの地域の方か、把握していますか。

【事務局】可能な限り、どのあたりにお住まいか伺っています。

【委員】いずみ野地区の皆さんからの問い合わせには、私の責任で説明しなければなりません。いずみ野は、弥生台と同じように、「いずみ野という名称を使ってほしい」という町名変更の希望がたくさんあります。今回の住居表示の対象にはなっていませんが、不満として残っていることは承知しています。

【事務局】問い合わせをした方の地域などは、次回、もう少し詳しくお出しします。

【委員】アンケートに住居表示に関する可否に関する項目を入れた場合、回答で「否」が多ければ実施しないということですか。

【事務局】アンケートをすれば、回答の取扱いが問題になります。町名のアンケートは数が多いものでいいのか、実施の可否については何パーセント反対があったらやめるのかということが問題になります。アンケートの実施目的は、検討の資料とすることですが、結果の取扱い等をあらかじめ決め、実施前にお示しできるようにしたいと思います。

【会長】どちらかという、賛成の人はアンケートを出さず、反対の人が出すと思います。

【事務局】その傾向はあります。問い合わせも反対の方から多くいただいています。

【会長】賛成の人がいないから反対が多いかというのと、そういうことでもない。アンケートの数だけを鵜呑みにするものでもないと思います。

【事務局】回収率が低いとそれも問題になります。多くの方に回答していただけるよう、委員の皆さんにもご協力いただきたいと思います。

【委員】自分の住んでいるところが市街化区域なのか市街化調整区域なのか分からない人が多いと思います。市街化調整区域の人は原則的には全員反対です。

【委員】実施対象区域を決めて、その中の人にアンケートを実施するのではないのですか。

【委員】取り込みを要望している地域はどうなりますか。

【事務局】まず、実施対象区域を決める必要があります。実施して住所が変わる方は、住所変更の手続きが生じます。町の名称が変わります。それについて問うアンケートです。

【委員】実施対象区域に決まった人だけなのですか。

【事務局】その前段で、和泉町全体にアンケートを採ると、ご要望をいただいて現在検討していることも覆されてしまうのではないかと考えています。

【委員】実施対象区域に入らない方が反対すると思います。

【委員】実施対象区域に入らない地域も含めて、全体でアンケートを実施するべきではないでしょうか。

【会長】アンケートについては、次回にまた問題になると思いますので、よろしくお願いいたします。

(4) 今後の検討スケジュールと次回検討委員会までの周知内容について

【事務局】資料5「検討スケジュール」について説明します。実施区域の事務局案について、アンケートで住居表示の可否を問うことについて、和泉町南東部エリアの町名案について、各地域でご検討いただいた内容を、次回の検討委員会までに事務局にお知らせください。

次に、第4回検討委員会の日程ですが、3月第3週でいかがでしょうか。

【委員】提出するのは、委員の意見でいいのですか。

【事務局】地域の意見でお願いします。地域の意見をまとめていただいて、最終的に、次回の検討委員会で方向性を決めたいと考えています。

【委員】地域の意見を求めるのであれば、実施対象区域などの資料を事務局で用意し、「これで説明して結果をまとめてください」とすべきです。各地域でバラバラな資料を配っては、出てくる意見も違ってしまいます。また、地域の意見といっても自治会町内会の役員が中心で、全体の意見をまとめるのは難しいと思います。

【委員】自治会町内会の役員会の範囲でいいのでしょうか。連合でまとめるのではなく、各町内会で意見がまとまると思います。

【事務局】お住まいの方全員に意見を聞くのは、アンケートになると思います。今回は、連合自治会町内会の役員会レベルで意思統一していただければと思います。資料は事務局で用意します。実施区域の案は、取り込み要望のある区域を示したものでいいですか。

【委員】それをやると蒸し返しになります。

【会長】今日やったことの意味もなくなります。

【事務局】取り込み要望のある区域を除き、あくまでも事務局案を示した地図を、カラーで用意します。

【委員】今回の実施対象区域ではありませんが、連合自治会での検討が必要ですか。

【事務局】委員のご意見をいただければよいと考えています。

次回は3月18日午前10時に泉区役所の4D会議室でお願いします。3月11日までに、実施区域の案等について、ご意見をまとめてお知らせください。難しい問題かと思いますが、地域としての意見をある程度まとめないと、個々の自治会町内会の意見ばかりでは議論が先に進みません。次回、ある程度、検討委員会としての意見をまとめたいと思います。

【会長】議事要旨の作成及び公表については、会長に一任してください。ありがとうございました。

資 料	資料1 チラシに対する問合せについて（報告） 資料2 和泉町南東部エリアの町界に係る打合せについて（報告） 資料3 和泉町南東部エリアの実施区域について（案） 資料3-2 実施区域（案）図 資料4 アンケートの実施について（案） 資料4-2 アンケート実施要領（案） 資料5 今後の検討スケジュール
-----	---